

平成29年3月1日

事業主様

川口工業健康保険組合  
理事長 細野 博隆  
( 公印省略 )

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧避難指示区域等における被保険者等(震災発生後、他市町村へ転出した方を含む)に係る「健康保険一部負担金免除証明書」の更新について

平素は組合運営に格別なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、同封いたしました「健康保険一部負担金免除証明書」は、下記の理由によりすでに交付済の証明書との更新が必要となりました。つきましては、該当の被保険者の方へ交付済の証明書と差し換えの上、回収していただいた証明書をご返納いただきますようお願い申し上げます。

記

**更新理由** 第187回組合会にて慎重審議の上、標記該当被保険者の一部負担金免除措置が平成30年2月28日まで延長実施されることが決定したため。

※ 尚、交付済の証明書が滅失等により回収できない場合は、「健康保険一部負担金免除証明書紛失届」のご提出をお願いいたします。